

茨城県特定金属類取扱業に関する条例（令和6年10月4日茨城県条例第70号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>古物営業法、質屋営業法（昭和25年法律第158号）</u>、<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）</u>、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）</u>、<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）</u>、<u>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）</u>（以下「法」という。）若しくはこの条例の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(4) <u>集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</u></p> <p>(5) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者で、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの</u></p> <p>(6) <u>住居の定まらない者</u></p> <p>(7)～(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（特定金属類取扱業者（法人を除く。）の相続人であって、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しないものを除く。）</p> <p>(15) 法人で、その役員のうち第1号から第13号までのいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 公安委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 古物営業法、質屋営業法（昭和25年法律第158号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこの条例の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項に規定する罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第14号において「暴力団員等」という。）</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者（特定金属類取扱業者（法人を除く。）の相続人であって、その法定代理人が前各号、次号及び第14号のいずれにも該当しないものを除く。）</p> <p>(13) 法人で、その役員のうち第1号から第11号までのいずれかに該当する者があるもの</p>

(変更の届出)

第8条 特定金属類取扱業者は、第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

2 特定金属類取扱業者が、法第3条第1項に規定する特定金属くず買受業の届出をしている場合において、同条第2項の規定により届け出た事項のうち公安委員会規則で定める事項の変更の届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。

(本人確認等)

第14条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カード」という。)の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該特定金属類の買受け等の相手方(以下この条において単に「相手方」という。)について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ当該各号に定める事項(第16条において「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定金属類取扱業者との間で買受け等に係る取引を行うときその他の当該特定金属類取扱業者との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、個人番号カードの提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の公安委員会規則で定める

の

(14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(変更の届出)

第8条 特定金属類取扱業者は、第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(本人確認等)

第14条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等をしようとするときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(次項において「個人番号カード」という。)の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、当該特定金属類の買受け等の相手方(以下この条において単に「相手方」という。)について、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ当該各号に定める事項(第17条第5号において「本人特定事項」という。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 特定金属類取扱業者は、前項の規定により相手方の本人確認を行う場合において、相手方の法人の代表者が当該法人のために特定金属類の売買、交換又は売買若しくは交換の委託(第17条において「売買等」という。)に係る契約(以下この項及び次項において「契約」という。)をしようとするときその他の当該特定金属類取扱業者との間で現に契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該相手方の本人確認に加え、当該契約の締結の任に当たっている自然人についても、個人番号カードの提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

3 相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の公安委員会規則で定める

ものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の公安委員会規則で定めるものために当該特定金属類取扱業者との間で現に当該買受け等に係る取引の任に当たっている自然人を相手方とみなして、第1項の規定を適用する。

4 第1項（前項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に規定する場合は、これらの規定による本人確認を行うことを要しない。

(1) 当該特定金属類の買受け等をするに際して、法第7条の規定による本人確認を行った場合

(2) 対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である特定金属類の買受け等を行うとする場合

(3) 過去に相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であって当該買受け等に係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うときその他の公安委員会規則で定める場合

(申告)

第15条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等を行う場合において、当該特定金属類について盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。ただし、買受け等に係る特定金属類が法第2条第2号に規定する盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めた場合において、同法第10条の規定による申告をしたときは、この限りでない。

(本人確認記録の作成等)

第16条 特定金属類取扱業者は、第14条の本人確認を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとった措置その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録（第20条第2項において「本人確認記録」という。）を作成し、買受け等の行われた日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければならない。

ものである場合には、当該国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の公安委員会規則で定めるものために当該特定金属類取扱業者との間で現に契約の締結の任に当たっている自然人を相手方とみなして、第1項の規定を適用する。

4 第1項（前項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）又は第2項の規定にかかわらず、対価の総額が公安委員会規則で定める金額未満である特定金属類の買受け等を行うとする場合には、これらの規定による本人確認を行うことを要しない。

(申告)

第15条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の買受け等を行う場合において、当該特定金属類について盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(本人確認記録の作成等)

第16条 特定金属類取扱業者は、買受け等をするため、特定金属類を受け取ったときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金属類の買受け等の相手方についての本人確認の記録その他の公安委員会規則で定めるもの（第20条第2項において「本人確認記録」という。）を作成し、その作成の日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければならない。ただし、第14条第4項の規定により本人確認を行うことを要しない場合は、この限りでない。

(取引記録の作成等)

第17条 特定金属類取扱業者は、特定金属類の売買、交換又は売買若しくは交換の委託（以下この条において「売買等」という。）を行った場合には、直ちに、公安委員会規則で定める方法により、当該売買等の相手方の氏名又は名称、当該売買等の期日及び内容その他の公安委員会規則で定める事項に関する記録（第20条第2項において「取引記録」という。）を作成し、当該売買等の行われた日から3年間保存しなければならない。ただし、当該特定金属類の売買等をするに際して、法第9条の規定による取引記録を作成した場合及び第14条第4項第2号の規定により本人確認を行うことを要しない場合は、この限りでない。

(取引記録の作成等)

第17条 特定金属類取扱業者は、売買等により、特定金属類を受け取り、又は引き渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の記録（第20条第2項において「取引記録」という。）を作成し、その作成の日から3年間、公安委員会規則で定めるところによりこれを保存しなければならない。前条ただし書の規定は、この場合について準用する。

- (1) 売買等の年月日
- (2) 売買等の場所
- (3) 売買等に係る特定金属類の品目及び数量
- (4) 売買等に係る特定金属類の特徴
- (5) 売買等の相手方の本人特定事項
- (6) 第14条第1項又は第2項の規定により行った本人確認の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項